

【訂正とおわび】6月号「潮流16」24～27頁（「国が地域特産品の品質を保証 GI制度はブランド育成に有効」著者原題「地理的表示制度の5つの誤解とブランド育成」）について、著者の浅野卓氏（浅野国際特許事務所上席統括研究員）の確認を経ない編集部の変更により、不正確な表現が生じたので、特に影響の大きな変更箇所について、訂正し、おわびします。下記の表では、地理的表示を「GI」と表記しています。

24頁1～2段目 前文（囲み箇所）3～4行	【訂正箇所】「国が品質保証を行う同制度は、海外でも表示できる初の仕組み」 【著者解説】著者原稿には記載なし。GIマーク（GI自体ではない）は、日本の農林水産省が外国に商標登録出願をしている。しかし、現時点では、日本と諸外国との間でGIに係る相互保護の条約は結ばれていないので、日本で登録されたGIが海外でそのまま保護されるわけではない。
24頁 本稿の ポイント②	【訂正箇所】「非常に効率的にプラスの資産的価値を蓄積できる」 【著者解説】著者原稿は「非常に効率的にプラスのブランドエクイティを蓄積できる」。「ブランドエクイティ」は、ブランドという「器」に蓄積された資産的価値のことで、ブランド要素から連想されるプラスとマイナスの要素の総和である。
24頁2段目 3～4行見出し	【訂正箇所】「類似表示にも罰則 登録名称は国が保護」 【著者解説】著者原稿は「制度の要点」。登録に係る特定農林水産物等が属する区分について、登録GIと同一・類似の表示を付してはならないが、いきなり罰則ということはない。まず、農水大臣の措置命令がなされ、当該命令の違反者に罰則が科される。
24頁2段目7行 ～3段目の3行	【訂正箇所】「生産地に由来した特性を有する農林水産物等のことで、GI（Geographical Indication）と略される」 【著者解説】著者原稿は「生産地に由来した特性を有する農林水産物等の名称の表示である。Geographical IndicationのことでGIと略される」。GIは、特定農林水産物等自体ではないし、特定農林水産物等の名称でもない。「名称の表示」という耳慣れない表現に、特定農林水産物等の「品質の保証」と「当該名称の保護」という意味が盛り込まれていると推察される。
24頁3段目 5～6行	【訂正箇所】「国がその品質を保証するものである」 【著者解説】著者原稿は「国がその品質を保証（お墨付き）する制度である」。国によるお墨付きが、GI制度の本質のキーワードである。
24頁5段目 1～2行見出し	【訂正箇所】「産地、生産方法、伝統などの特定性が要件」 【著者解説】著者原稿は「登録要件」。登録要件中、特に重要なのは「特性の確立性」、特性と生産地の「不可分性」、特性を有した状態での生産の「伝統性」。GIは生産地に由来した特性を有する農林水産物等の名称の表示であり、当該特性こそが国によるお墨付きの中心だからである。
25頁 表1のタイトル	【訂正箇所】「地理的表示保護制度の対象範囲」 【著者解説】著者原稿には表のタイトルなし。表1は、「GI法にいう『農林水産物等』の範囲」である。
25頁 図1	【訂正箇所】「GIマーク」のみ掲載。 【著者解説】著者原稿ではGIマークの図示に加え、「夕張メロン（←地理的表示：付すことができる）／図（←GIマーク：付さなければならない）／農林水産大臣登録第4号（←登録番号：記載するようにする）」というように、パッケージにおける現実の表示を記載。GI（地理的表示）とGIマークを混同しないようにしてほしい。
25頁2段目 3～4行	【訂正箇所】「特定の生産方法が確立している」 【著者解説】著者原稿は「生産方法が確立していること」。確立した生産方法であればよく、必ずしも1つでなくてもよい。
25頁～27頁の 5つの見出し	【訂正箇所】「誤解①名称のみの登録制度」「誤解②地域団体商標と重複する」「誤解③登録は簡単」「誤解④登録後は何もしなくていい」「誤解⑤登録だけで農産所得増大」 【著者解説】著者原稿は各見出しの終わりに「？」が付く。掲載文の見出しが断定調になっているため、誤解が生じているようである。あくまでGI制度に対する「誤解」であって、掲載文の見出しのような制度ではない。
25頁2段目31行 ～3段目3行	【訂正箇所】「前述したように、特産品の名称保護に加え、国がその品質を保証し、お墨付きを与える」 【著者解説】著者原稿は「GI制度は、特定農林水産物の名称を保護するとともに、国がその品質を保証（お墨付き）する制度なのである。特産品が必ずしも「特定農林水産物」に当たるわけではない。また、国による品質保証を、著者が分かりやすく「お墨付き」と表現したのが広まったのであり、お墨付きと国による品質保証は同義である。
25頁3段目 23行小見出し	【訂正箇所】「顧客吸引力の獲得」 【著者解説】著者原稿は「グッドウィルの帰着」。獲得されたグッドウィル（＝顧客吸引力）が生産地・加工地に帰着するのであって、GI制度により、ことさら顧客吸引力を獲得できるというわけではない。
25頁4段目 8～13行	【訂正箇所】「このような構造ゆえにGI制度では、生産地・加工地がグッドウィル（顧客吸引力にほぼ等しい）を獲得できるといえる」 【著者解説】著者原稿は「このような構造ゆえに、GI制度では、グッドウィル（＝顧客吸引力）が生産地・加工地に帰着すると言えらる」。上記解説を参照。
25頁4段目 22～24行	【訂正箇所】「グッドウィルも商標権者たる組合と地域に分散してしまう恐れがある」 【著者解説】著者原稿は「グッドウィルも商標権者たる組合等に帰着するか、組合等と地域に分散してしまうおそれがある」。著者原稿にいう「組合等」とは、商標法7条の2にいう「組合等」のこと。地域団体商標制度では、グッドウィルが商標権者の一身に帰着する（むしろ、このケースの方が多い）、または、商標権者と地域に分散してしまう。
25頁4段目 25～26行小見出しと 5段目10～11行	【訂正箇所】「ブランドの資産的価値の蓄積」と「ブランドの資産的価値を蓄積できる」 【著者解説】著者原稿は「ブランドエクイティの蓄積」と「ブランドエクイティを蓄積できる」。24頁本稿のポイント②の解説を参照。
25頁 4段目27行～ 5段目4行と 5段目19～27行	【訂正箇所】「ブランド戦略は（略）個別具体的な「中身」のコントロールに主眼を置くようになってきた」と「地団を含む商標制度は（略）器のコントロールに主眼を置いていると考えられる」 【著者解説】著者原稿は前者の「なってきた」を「なったと考える」、後者の「考えられる」を「考える」と記載。ブランド戦略（最も広義には経営戦略と同義）と商標制度は、その成り立ちが異なるため、ブランド戦略と商標制度の比較は著者独自の分析。
25頁5段目 22～24行	【訂正箇所】「商標に表された総体としての業務上の信用を」 【著者解説】著者原稿は「商標に化体（けたい）された総体としての業務上の信用を」。
26頁図2	【訂正箇所】図のタイトル「GI制度活用による顧客吸引力（グッドウィル）獲得の流れ」、図内「生産地・加工地がグッドウィルを獲得」 【著者解説】著者原稿には図のタイトルはなく、図内は「生産地・加工地にグッドウィルが帰着」。図2は「GI制度により生産地・加工地にグッドウィルが帰着する仕組み」である。25頁3段目23行の解説を参照。ポイントは、特性と生産地・加工地が太く結び付いていることにより、グッドウィルが生産地・加工地に帰着する点である。
26頁 図3のタイトル	【訂正箇所】「GI制度への登録後のビジネスモデル構築のイメージ」 【著者解説】著者原稿には図のタイトルなし。図3は、ビジネスモデル構築のイメージではなく、「GI制度により獲得が期待される収益の源泉と経済効果」を表している。当該収益に着目してビジネスモデルを構築していくことになる。
27頁1段目 15～17行	【訂正箇所】「GI制度のみで訴求できるブランド戦略の価値は限られている」 【著者解説】著者原稿は「GI制度のみで訴求できるブランド戦略上の「価値」は限られている」
27頁 表2のタイトル	【訂正箇所】「GIを補完する各種認定制度」 【著者解説】著者原稿には表のタイトルなし。表2は「GIに関連する制度」である。6次産業化およびそれに関わる日本農業遺産は、GIと共に取り組むことが多くなるであろう。機能性表示食品制度は、国の審査はなく、消費者庁長官に届け出るだけであり、GIの特性の補完に役立つと考える。